

朝日社のおもな石造物

①・①' 狛犬

阿形(右)・吽形(左)一対。犬の高さ六八cm、全高一三五cm。台座部は花コウ岩、犬は砂岩製。台座には「中新田氏子中」「文政九戌年九月吉日」の銘がある。一八二六年製。明治時代に中新田の村社を合祀したときに本社へ移されたものと考えられる。

②・②' 灯籠

全高一八五cm。花コウ岩製。左右一対。宝珠・六蔵手笠の一部破損。表面の風化著しい。

③・③' 灯籠

全高二四〇cm。花コウ岩製。左右一対。「寛政六甲寅年十二月」「氏子中」の銘がある。一七九四年製。宝珠・火袋後補。

④ 雄鶏飾り付き太鼓形灯籠

全高六〇cmの六角石を支柱とし、火袋はなく、それに代わって直径約30cmの太鼓形(円板形)の石製品、さらにその上には雄鶏の飾りがみられる。全高一七四cm。同じ形状の灯籠が石清水八幡宮東門下の灯籠群の中にある。

太鼓の側面には鹿革を留めるための鉾があり、円孔部分には稲妻の閃光を表した三叉文の立体彫刻(欠損)が施されている。この灯籠に表現されたこれら鶏鳴や太鼓の轟、雷鳴は、夜の闇を破って辺り一帯を照らす光景を意味するものである。

⑤ 天王寺屋五兵衛寄進灯籠

全高一六五cm。花コウ岩製。「天明壬寅二年九月吉日」「大眉五兵衛光林」の銘がある。一七八二年製。大眉は大坂十人両替の一人、天王寺屋五兵衛の姓。天王寺屋五兵衛家当主は名に「光」の字を当ている。鴻池善右衛門家とは姻族関係にあったが、明治時代に絶家になった。本社へ移されたものと考えられるが、その経緯は不明。

⑥ 筒井筒

謡曲「井筒」に謡われる在原業平ゆかりの井筒として江戸時代の名物であった。五代鴻池善右衛門が伊丹の豪商から購入し、永らく京都の屋敷の庭園に置かれていた。

⑦ 鳥居

笠木四七〇cm、全高三五〇cm。花コウ岩製。社殿に向かって右側の石柱に「弘化丙午三年九月造立」「日下村石工小平次」の銘がある。一八四六年製。日下村は東大阪市日下をさす。小平次の遺作は石切神社、瓢箪山稲荷神社などにみられる。

⑧ 手水鉢

幅一九〇cm、高さ五五cm。花コウ岩の自然石製。正面には「享保二十乙卯年九月」の銘、裏側にも二四文字の銘がみられるが読み取れない。

⑨ 壘田紀功碑

三代鴻池善右衛門宗利が鴻池新田を開拓した功績をたたえる碑文、裏面には明治十八年(一八八五)の淀川大洪水の被害と復興が記されている。明治十九年にこの地に建てられた。

⑩ 西院灯籠

全高二六〇cm。花コウ岩製。竿に「奉造立 西院燈爐 右為法界衆生 起立如件 永仁四年十月日 願主堂司勢舜 大工 末光」という銘がある。西院とは淳和天皇の御院、淳和天皇の別称、あるいは京都市右京区四条大宮北付近の地名のいずれか。一二九六年建立。鎌倉時代の灯籠は畿内に二〇基しか残っていない。大工末光は鎌倉中期に来日した中国の石匠・伊行末の子孫あるいは弟子と考えられる。もと瓦屋橋の鴻池別邸にあり、本社へ移された。



鴻池新田・朝日社「墾田紀功碑」意識

(表面)

大阪府知事従五建野郷三篆額 従五勲六等土居 夫撰並びに書

畿内の地は大変肥沃である。水に破れるために、瘦せたる地は、ひとり河内国だけである。河内国は淀川を背後にし、左には山並みが重なる。大和国の水が亀瀬を過ぎて下るのを、大和川という。柏原に至って石川と合流し、北に迂回すること数里、若江郡に至り、そこで西へ流れ、摂津国の野を経て淀川と合流し、海に達する。それゆえに流れは緩やかで、砂が溜まり、長雨が降れば、必ず堤を壊して村を襲い、民はその害に苦しむ。元禄五年に幕府が凶って、川筋を改め、安宿、大懸の二郡の境より、真つ直ぐ西へ流し、堺浦に到って海に入れると、水害は直ちに止んだ。しかして水の集まる湿地が二ヶ所ある。讃良郡にあるのを深野池という。若江郡にあるのを新開池という。それら全ての大きなこと、周囲が数里ある。幕府は令を下し、うまく埋めることができる者を募る。ここにおいて、我が宗誠翁が往きて新開池の形をみて庶民を募り、彼らにフゴとモッコを授け、鋤と鍬を与え、それによつて埋めて開墾し、三年にして完成し、田二百余町を得る。実に宝永四年のことである。翁の諱は宗利、姓は山中、鹿之助幸盛の後胤である。翁の祖父正成君は、鴻池村より来て、初めて大坂内久宝寺町に家を構える。後に鴻池を以て氏となす。翁に至つて居を今橋町に移す。人となり篤実温厚、謙虚にして人を愛し、慎ましく勤勉である。その事業を始めると、自身で工事を監督する。田と家の距離は二里。毎日必ず見に行つて監督し、風雨もはばからない。人はその勤勉さを讃える。事業が完成すると、役夫を採用して小作人とし、彼らに仮住まいさせ、衣、耕具を備えて与える。人はその恵みに心から従う。およそ小作人と地主は、概してその力を争う。しかし翁が使う者は、召使いだけである。だから心服して不平がない。人はその制度を仰ぐ。葦葎の茂つた沼地の場合は、変化して田畑となり、穀物は豊穰で、歓声が野に満つ。人呼んで、鴻池新田となすという。翁は元文三年丙辰七月を以て没す。今を遡ること百五十年。今の主人幸方君は、実に翁の八世の孫である。余は昨年、その依頼を受け、来たりて家事を立案する。すなわち君とともに一族の諸老、老幹等と相談して曰く。事業の功績は近くに顕れ、遠くには滅ぶ者が多い。事を公にしないためである。久しくしてその功績が益々顕れる者は、その利を益々国に施しているためである。翁のごとき者がどうしてそうでないのか、いや、そうである。今、聖明隆化の日、四方の志士で力を国に益々尽くさんとする者は、来たりて模範として採用しなさい。どうして功績を記して、これを明らかにし、かつ先祖の恩沢に報いないのか。人々は皆言う。然りと。そこで、次第にこれを書き連ねる。刻文を記して曰く。

河内国の川の改修で、葦葎の茂つた沼地が未だ満ちている。

葦と葎の藪沢で、民は食に苦しむ。

これ翁一奮し、辛苦力を尽くす。

金を擲つこと巨万、良田ここに増える。

私のために造営したのではなく、実に国家のためである。

これ翁の功績は、偉大にして高大である。

功の基づく所は、これ儉と勤である。

事業の功績を追記し、碑石にこれを刻む。

民を治め教化したことに報い、祖先の恩沢を刻む。

孫子をさとし、万年続くことを期待する。

明治十八年乙酉七月 鴻池善次郎幸方これをたてる。

(裏面)

一族

山中富之助幸備

山中鶴之助幸貞

老幹

内山治郎兵衛宣宴

永田彦作春保

山田伝兵衛道登



去る夏の長雨、茨田郡伊加賀村の堤を壊す。実に六月十八日のことである。北河内三郡は、全て壊滅しそうであつた。この時に当たり、新田諸村の民は、励んで土囊を築き、そして害を免れた。しかし長雨は益々は甚だしくなり、三十日に堤は再び大きく壊れ、諸村は遂に全て水没した。そこでそこで小作人を日下の大龍寺に避難させた。人口六百五十。七月十五日に初めて家に帰つた。その寺にいる間、田主は毎日米を一人あたり五合与えた。家に帰り、なお米を与えること三十日。また金千余円を出し、彼らを救う。家数百余戸を数える。概ね享和二年の例に沿う。この天変が起こると、大水が広がること五里四方、水没をする民は数万。それなのに新田諸村が難苦を免れたのは、どうしてまた、田主の先祖の余沢でないと云えるのか、いや、余沢に違いない。どうしてこれを公表せずにはいられよう。そこで追録し、あわせてこれを伝える。

徳庵・住吉神社「淀川洪水記念碑」意識

明治十八年六月長雨が降り、其の十七日に広範囲で水が暴れて満ち溢れ、茨田郡伊加賀村の堤防が決壊した。其の汎濫は益々とし、凡そ茨田・讃良・東成の三郡に及び、南は寝屋川に至り、勢いは浩々として危うく、將に我が郡部に及ばんとした。ここにおいて、堤防を仮修築し、徳庵を起点に角之堂に至る凡そ一千八百有余間の備えを以つて安堵した。しかし其の二十八日、劇雨・疾風が二昼夜止まず、水勢は益々強くなり、遂に寝屋川の堤防は決壊し、我が治下若江・河内・渋川の三郡、五十余村が水没して、老若は悲惨さを号呼し、どのようなにも致し難かつたが、郡吏警官に筏を設けて舟と梶を備えさせ、其の塾溺する者を救い、また、多くの飢えた者には衣糧を護送して与えた。ここに芝・菱屋東新田・高井田・八尾・久宝寺諸村の寺院・学校での生存者は一万二千四百余人を越えた。七月八日に水は地面から引き、庶民は安息し、村々に人が帰つた。享和・文化の水災と較べ、その水量は五尺有余寸超えていたという。今、庶民を祀り、水災を被つた者が皆で協議して曰く、官家の保護の恩を記さないわけにはいかない。其の銘は私に委ねられ、銘を辞して曰く、

孰決滔水 泄諸尾閭

救塾恤溺 民始安居

明治十九年七月

丹北・高安・大縣

河内・若江・渋川

郡長 浦橋備



平野屋新田会所跡「農民感謝碑」意識

(表)

夫れ農家の基礎は勉強に有る。宜しきかな。然るに、非常の天災は免れ難し。時に明治十七年收穫際、既に災害に係るは、実に言語に尽くせず。なお廿二年の天災、農民千辛万苦愁歎也。天や、ここに明らかなりて、人の知る如く地主高松氏始め、その他掛員高崎氏・高岡氏・支配人植村氏の如く、事務忠節に尽くされ、夕は農民難を察し、厚き救郵之志し誠に神妙、喜悅限り無し。其の功績・名譽巨大也。ゆえに賛成者、其の掛名を石に刻む。永世不朽たらん。

報恩謝徳として

農民賛成者これを建つ

(裏)

石工東堀

岡井弥三郎

明治二十五年七月

